

第三十回 貴族院議事速記録第五號

大正二年三月十五日(土曜日)

午前十時四分開議

議事日程 第五號 大正二年三月十五日

午前十時開議

- | | |
|---------------------------|---------------|
| 第一 男爵赤松則良君請暇ノ件 | |
| 第二 請願委員長報告 | |
| 第三 遺失物法中改正法律案(政府提出) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第四 水道條例中改正法律案(衆議院提出) | 第一讀會 |
| 第五 運河法案(衆議院提出) | 第一讀會 |
| 第六 私立學校用地免租ニ關スル法律案(衆議院提出) | 第一讀會 |
| 第七 島根縣知井宮村ニ郵便局設置ノ請願 | 會 議 |
| 第八 宍道、木次大東間輕便鐵道速成ノ請願 | 會 議 |
| 第九 營業稅法中改正ノ請願 | 會 議 |

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致サセマス

〔河井書記官朗讀〕

去ル八日本院ニ於テ採擇スヘキモノト議決シタル岩木川改修ニ關スル請願外四件ノ請願ハ各意見書ヲ附シ即日之ヲ政府ニ送付セリ

同日決算委員會ニ於テ副委員長加太邦憲君ノ補闕選舉ヲ行ヒシニ其ノ結果子爵舟橋達賢君當選セリ

同日豫算委員分科會ニ於テ當選シタル主査ノ氏名左ノ如シ

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 第一分科主査 伯爵柳澤 保惠君 | 第二分科主査 伯爵清棲 家教君 |
| 第三分科主査 男爵久保田 讓君 | 第四分科主査 男爵小澤 武雄君 |
| 第五分科主査 男爵武井 守正君 | |

同日衆議院ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

水道條例中改正法律案

運河法案

同日男爵議員補闕選舉ニ當選セラル

去ル十一日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

遺失物法中改正法律案特別委員會

委員長 伯爵松平 直之君 副委員長 男爵關 義 臣君

未成年者飲酒取締ニ關スル法律案特別委員會

委員長 伯爵德川 達孝君 副委員長 男爵久保田 讓君

同日衆議院ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

私立學校用地免租ニ關スル法律案

去ル十二日請願委員副委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

請願委員會特別報告第四號

同日內閣總理大臣ヨリ左ノ通政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

大藏省所管事務政府委員

大藏書記官 鈴木 繁 君

一昨十三日特別委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

遺失物法中改正法律案可決報告書

同日請願委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

請願文書表第五回報告書

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

裁判所構成法中改正法律案

判事及檢事ノ休職並判事ノ轉所ニ關スル法律案

裁判所廢止及名稱變更ニ關スル法律案

裁判所管轄區域ニ關スル法律案

判事懲戒法中改正法律案

同日政府ヨリ明治四十四年四月一日ヨリ同四十五年三月三十一日ニ至ル各省所管官有財産増減異動報告書ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

裁判所構成法中改正法律案

辯護士法中改正法律案

衆議院議員選舉法中改正法律案

災害地方田畑地租免除ニ關スル法律案

刑法施行法中改正法律案

昨十四日政府ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

會計検査院法中改正法律案

會計検査官及行政裁判所高等官ノ休職ニ關スル法律案

○議長(公爵德川家達君) 去スル八日當選セラレマシタ議員男爵伊丹春雄君

ノ席次ハ男爵坪井九八郎君ノ次席ニ確定イタシマシタ、其部屬ヲ第七部ニ定メマシタ、左様御承知ヲ請ヒマス

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、諸君ニ御諮リヲ致シマス、會期切迫ニ依リ自今議案配付後ニ於ケル定規ノ日數ハ短縮ヲ致シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ議事日程ニ移リマス、議事日程第一、男爵赤松則良君請暇ノ件、是ハ病氣ニ付キ會期中ノ請暇デゴザイマス、許可ヲ致シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第二、請願委員長報告……請願委員長德川伯爵

〔伯爵德川達孝君演壇ニ登ル〕

○伯爵德川達孝君 請願委員會ノ御報告ヲ申上ゲマス、前回ノ報告即チ二月二十七日以後本月十四日マデニ請願委員會ヲ開キマシタルコトガ二回、分科會ヲ開キマシタルコトガ八回デゴザイマス、而シテ請願文書表ハ三回報告ヲ致シ、同特別報告ハ二回デゴザイマス、請願ノ受領件數ハ四十五件、其連署ノ人員ハ五千六百八十九名デゴザイマス、第一回報告ノ際文書表ニ掲載ヲ致シマシタ中ニテ審査未了ノ件數ハ四十七件、文書表第三回乃至第五回ノ掲載ノ件數ハ四十二件デゴザイマス、尤モ其中五件ハ第一回報告ノ際未ダ掲載セザル分デゴザイマス、合セマシテ八十九件ニナリマス次第デゴザイマス、其中院議

ニ付スベシト議決シタルモノガ九件、院議ニ付スルヲ要セズト議決イタシタモノガ五十件、審査未了ノモノガ三十件、又文書表ニ未ダ掲載ヲ致サナイモノガ八件デゴザイマス、右ノ通り御報告ヲ申上ゲテ置キマス、序デナガラ尙ホ一言申上ゲテ置キタイコトガゴザイマスノハ、ソレハ御承知ノ如ク此會期モ追々切迫イタシテ居リマスル次第ユエ、若シ御紹介ノ請願書ガゴザイマスルナラバ本月ノ二十日マデニ御提出ヲ願ヒタイト存ジマス、折角御紹介デ御提出ニナリマシテモ審査ヲ致シマスル期限ガ盡キマスルト折角ノ請願書ガ其儘ニナリマスカラ誠ニ遺憾ノ次第デアルト存ジマスル故ニ左様ドウカ御承知ヲ願ヒタウゴザイマス、序デナガラ御注意マデニ申上ゲテ置ク次第デゴザイマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第三、遺失物法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス〕

遺失物法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

大正二年三月十三日

右特別委員長

伯爵 松平 直之

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵松平直之君演壇ニ登ル〕

○伯爵松平直之君 遺失物法中改正法律案特別委員會ノ結果ヲ御報告イタシマス、此案ニ付キマシテハ委員會ヲ二回開會イタシマシタ、二三質問モゴザイマシタガ、結局原案ニ可決イタシマシタ、此案ノ改正ト申シマスルノハ第九條中「第十六條」ヲ「拾得物其ノ他本法ノ規定ヲ準用スル物件」云々、是ダケノモノニ變リマシタ、第十四條中「一箇年内」ヲ「六箇月内」ト改メル、是ハ詰リ是マデ一箇年ニナツテ居リマシタノガハ遺失物ノ落シ主ガ分ラス其物ヲ拾ヒマシタ者ガ受取ルト云フ年限、是ハ今マデ一箇年デアリマシテ、隨分長イ間デシタ、此ナニハ隨分當局者モ取扱ニ付キマシテ隨分煩雜ヲ極メテ居リマス、又拾得人ガ之ヲ受取リマスルニ一箇年ヲ六箇月ニシテモ左ホド不利益ハナイ、サウ云フ譯デゴザイマス、原案ノ通り可決イタシマシタ、此案ハ御承知ノ通り誠ニ簡單ナ案デゴザイマス、ドウカ讀會ヲ省略シテ議決アラムコトヲ希望

イタシマス

○奥山政敬君 讀會省略ニ賛成イタシマス

○男爵石黒忠恵君 讀會省略賛成

○谷森眞男君 賛成

○關清英君 賛成

○伯爵奥平昌恭君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 奥平伯爵ハ何デスカ

○伯爵奥平昌恭君 賛成デス

○男爵徳川厚君 賛成

○伯爵萬里小路通房君 賛成

○伯爵大原重朝君 賛成

○男爵關義臣君 賛成

○田島竹之助君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 松平伯爵ノ讀會省略ノ動議ニ定規ノ賛成者ガゴザイマシタカラ採決イタシマス、松平伯爵ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 三分ノ二以上ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第四、水道條例中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

〔河井書記官朗讀〕

水道條例中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正二年三月八日

貴族院議長公爵徳川家達殿

衆議院議長大岡育造

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ玆ニ載録ス以下之ニ倣フ〕
水道條例中左ノ通改正ス

第二條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但當該市町村ニ於テ其資力ニ堪ヘサルトキハ市町村以外ノ企業者ニ水道ノ布設ヲ許可スルコトアルヘシ

同條第二項ヲ削ル

第三條第二項中「元資償却ノ方法」ヲ削ル

第十七條 市町村ニ非サル企業者ノ布設シタル水道ニシテ許可年限ノ滿了シタル後ハ關係市町村ハ水道布設ニ要シタル費用ヲ支拂ヒ其水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ヲ買收スルコトヲ得但水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ニシテ布設當時ニ比シ價格ヲ減損シタルモノアルトキハ水道布設ニ要シタル費用ヨリ之ヲ控除ス

前項費用ノ範圍及金額ニ關シ當該市町村ト企業者トノ間ニ爭アルトキハ地方長官之ヲ決定ス其決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得第十八條 市町村ニ非サル企業者ノ布設シタル水道ニシテ關係市町村ニ於テ必要ト認ムルトキハ許可年限ノ滿了前ト雖之ヲ買收スルコトヲ得

前項ノ買收價格ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ地方長官之ヲ決定ス其決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十九條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ市町村又ハ市町村ニ非サル企業者ニ於テ履行スヘキ事項ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモ充分ナラスト認ムルトキ又ハ必要ノ時限内ニ履行シ得スト認ムルトキハ地方長官ハ府縣費ヲ以テ之ヲ施行シ其費用ヲ市町村又ハ市町村ニ非サル企業者ヨリ之ヲ追徴スルコトヲ得

前項ノ處分ハ豫メ履行期間ヲ指定シテ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但第八條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 市町村ニ非サル企業者ニシテ前條ノ費用ヲ指定ノ期限内ニ納付セサルトキハ國稅徵收ニ關スル規定ニ依リ之ヲ徵收ス

第二十一條 内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ水道ノ布設ヲ市町村ニ命スルコトヲ得

第二十二條 本法中市又ハ市長トアルハ北海道及沖繩縣ニ在リテハ區又ハ

區長トシ府縣費トアルハ北海道ニ在リテハ北海道地方費トス

○三宅秀君 此案ハ衆議院提出ノ案デゴザイマスルガ、政府ハドウ云フ御考デアリマスルカ、一應承ツテ置キタイト存ジマス、兩三年前ニモ此水道條例ニ付イテ少々バカリ改正ガアッタヤウニ心得テ居リマスガ、ソレト是トノ關係、其他政府ノ御意向ヲ承ツテ置キタイト思ヒマス

〔國務大臣原敬君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(原敬君) 唯今ノ御質問デアリマスルガ、此案ニ付キマシテハ政府ハ同意ヲ表シタ次第デゴザイマス、其譯ハ御承知ノ如ク各地ニ於ケル水道ハ政府ノ補助ニ依ツテ段々實行イタシマスルケレドモ、連モ政府ノ補助ナルモノハ一般ニ普及イタスト云フコトハ財政上其他ノ關係ニ於テ出來ニクイ譯デアリマス、況ヤ今日マデ政府デ補助イタシマシタノハ市ダケデアリマス、町村ニ至リマシテハ是ハ補助スルコトハ全ク出來ヌノデアリマス、左様ナ次第デアリマスルカラ先年私設ノ水道ヲ設ケルコトノ法案ガ兩院ヲ通過シテ發布セラレテ居リマスケレドモ、是ハ又餘リニ檢束ガ多クアリマシテ實際ニ於テ此法律ニ依ツテ水道ヲ普及サセルコトハ甚ダ困難デアリマス、然ルニ他ノ一面ヨリ見マスレバ隨分、流行病其他ノ關係ニ於テ水道、飲料水ノ改良ナルモノハ最モ國家ノ爲ニ必要ヲ感ジマスル次第デアリマスルカラ、政府ノ漸次相當ナル補助ヲ與ヘテ完成サセルト云フコトハ……此急ニ應ズルト云フニハ甚ダ遺憾ヲ感ズル次第デアリマスカラ、旁、是ハ今日ノ事態ニ於テ已ムヲ得ヌコト、考ヘマシテ此法案ニ同意ヲ表シタ次第デアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 他ニ御質問モ無イト認メマスカラ特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ御報告ニ及ビマス

〔東久世書記官朗讀〕

水道條例中改正法律案特別委員

伯爵清棲	家教君	伯爵柳原	義光君	子爵水野	直君
男爵藤大路	親春君	古莊	嘉門君	下條	正雄君
岩村	兼善君	鎌田	勝太郎君	矢島	榮助君

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第五、運河法案、衆議院提出、第一讀會

〔河井書記官朗讀〕

運河法案

右本院提出案及送付候也

大正二年三月八日

貴族院議長公爵徳川家達殿

衆議院議長大岡育造

運河法

第一條 一般運送ノ用ニ供スル目的ヲ以テ運河ヲ開鑿セムトスル者ハ内務大臣ノ免許ヲ受クヘシ

第二條 免許ヲ受ケタル者ハ内務大臣ノ指定シタル期限内ニ工事設計ノ認可ヲ地方長官ニ申請スヘシ

第三條 國、公共團體又ハ行政廳ノ許可ヲ受ケタル者ニ於テ運河ニ接續若ハ接近シ又ハ之ヲ横斷シテ河川、溝渠、道路、橋梁、鐵道、軌道其ノ他公共ノ用ニ供スルモノヲ造設スルモ免許ヲ受ケタル者ハ之ヲ拒ムコトヲ得スル前項ノ場合ニ於テ内務大臣又ハ地方長官ハ公益上必要ト認ムルトキハ免許ヲ受ケタル者ニ命シ接續、横斷ノ場所ニ於ケル設備ヲ共用ニ供セシメ又ハ之ヲ變更セシムルコトヲ得

第四條 前條ノ場合ニ於テ設備ノ共用又ハ變更ニ要スル費用ノ負擔ニ付協議調ハサルトキハ地方長官之ヲ決定ス其ノ決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第五條 工事力其ノ設計又ハ免許、許可若ハ認可ノ條件ニ違反スルトキハ地方長官ハ其ノ改築、除却又ハ停止ヲ命スルコトヲ得

第六條 工事ノ全部又ハ一部竣功シ運送ヲ開始セムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第七條 免許ヲ受ケタル者ハ通航料其ノ他運河使用ニ關スル規程ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 地方長官ニ於テ公益上必要ト認ムルトキハ前項ノ規程ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第九條 内務大臣又ハ地方長官ハ免許ヲ受ケタル者ヨリ事業ノ報告ヲ徴シ又ハ其ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得

第十條 維持修繕ヲ命シ其ノ他公益上必要ナル處分ヲナスコトヲ得

第十條 運河及附屬物件ハ内務大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ讓渡シ

又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

第十一條 株式會社又ハ株式合資會社カ事業經營者タル場合ニ於テハ株式ノ第一回拂込金額ハ株金ノ十分一迄下ルコトヲ得

第十二條 左ニ掲クルモノヲ以テ運河用地トス

一 水路用地及運河ニ屬スル道路、橋梁、堤防、護岸、物揚場、繫船場ノ築設ニ要スル土地

二 運河用通信、信號ニ要スル土地

三 上屋、倉庫等ノ建設ニ要スル土地但シ運河ニ沿ヒタル土地ニ限ル

四 運河ニ要スル船舶、器具、機械ヲ修理製作スル工場ノ建設ニ要スル土地

五 職務上常住ヲ要スル運河從事員ノ舍宅及從事員ノ駐在所等ノ建設ニ要スル土地但シ運河ニ沿ヒタル土地ニ限ル

第十三條 明治四十二年法律第二十八號ハ運河ノ抵當ニ之ヲ準用ス

第十四條 運河財團ハ左ニ掲クルモノニシテ運河財團ノ所有者ニ屬スルモノヲ以テ之ヲ組成ス

一 水路其ノ他ノ運河用地及其ノ上ニ存スル工作物並之ニ屬スル器具、機械

二 工場、上屋、倉庫、事務所、舍宅及其ノ敷地並之ニ屬スル器具、機械

三 運河用通信、信號ニ要スル工作物及其ノ敷地並之ニ屬スル器具、機械

四 前三號ニ掲ケタル工作物ヲ所有シ又ハ使用スル爲他人ノ不動產ノ上ニ存スル地上權、登記シタル賃借權及前三號ニ掲ケタル土地ノ爲ニ存スル地役權

五 運河ニ要スル船舶並之ニ屬スル器具、機械

六 運河ノ維持修繕ニ要スル材料及器具、機械

第十五條 公共團體ハ免許ノ効力消滅シタル後運河開鑿ニ要シタル費用ヲ支拂ヒ其ノ運河及附屬物件ヲ買收スルコトヲ得但シ運河及附屬物件ニシテ開鑿當時ニ比シ價格ヲ減損シタルモノアルトキハ開鑿ニ要シタル費用ヨリ之ヲ控除ス

前項費用ノ範圍及金額ニ付協議調ハサルトキハ地方長官之ヲ決定ス其ノ決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十六條 公共團體ニ於テ必要ト認ムルトキハ免許年限ノ滿了前ト雖運河

及附屬物件ヲ買收スルコトヲ得

前項ノ買收價格ニ付協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ地方長官之ヲ決定ス其ノ決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十七條 左ニ掲クル場合ニ於テハ免許ヲ取消スコトヲ得

一 法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

二 免許、許可若ハ認可ノ條件ニ違反シタルトキ

第十八條 工事竣功前免許ノ効力消滅シタル場合ニ於テハ地方長官ハ免許ヲ受ケタル者ニ對シ原狀ノ回復其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

附則

第十九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 本法施行前免許ヲ受ケタル運河ニ關シ本法ヲ適用スヘキ範圍ハ内務大臣之ヲ定ム

〔政府委員水野鍊太郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員 水野鍊太郎君 本法案ニ付キマシテハ政府ハ同意ヲ表シタノデアリマス、御承知ノ如ク運河ニ關スル現行ノ法規ハ極メテ不備デアリマシテ、即チ明治四年ノ太政官布告ヲ以テ支配シテ居ルノデアリマス、其布告ニ依リマスレバ「諸般運輸ノ便利ヲ興シ候者ハ落成ノ上功費ノ多寡ニ應シ年限ヲ定メ税金取立方被差許候間」云々ト云フ規定ダケナノデアリマス、ソレデアリマスルカラ、今日ノ現狀ニ於キマシテハ運河ヲ經營スル私人ハ謂ハユル元資償却ヲ限度トシテ居ルノデアリマス、然ルニ今日ノ狀態ニ於キマシテハ軌道若クハ私設鐵道ト同一ニ水路ニ關シマシテモ尙ホ運輸上ノ便利ヲ圖ル必要ガアルノデアリマスルガ、此規定ヲ以テ致シマシテハ十分ナル企業ヲ爲シ得ザルノ憾ガアルノデアリマス、此度衆議院ヨリ提出セラレマシタル運河法ハ是等ノ闕點ヲ補フ趣旨ニ出來テ居リマス、政府ニ於キマシテモ豫ネテ是等ノ規定ニ付キマシテハ相當改正ヲ加ヘル必要アリト認メテ居リマシタ場合デアリマスルカラ、此度衆議院ヨリ本院ニ送付サレマシタ規定ニ依リマスレバ適當ナル案ト考ヘマシタガ故ニ、此案ニ對シテ同意ヲ表シタ次第デゴザイマス

○議長(公爵德川家達君) 本案特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

〔東久世書記官朗讀〕

運河法案特別委員

侯爵花山院 親家君 伯爵川村 鐵太郎君 子爵有馬 賴之君

子爵本莊 宗義君 阿部 浩君 一木喜徳郎君
男爵徳川 厚君 石黒五十二君 尼崎伊三郎君

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第六、私立學校用地免租ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會

〔河井書記官朗讀〕

私立學校用地免租ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也

大正二年三月十一日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

第一條 私立ノ小學校、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校其ノ他大藏大臣及文部大臣ニ於テ特ニ指定シタル私立學校ノ用地ハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ地租ヲ免除ス但シ有料借地ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ニ依リ免租ヲ受クヘキ用地左ノ如シ

一 校舍、寄宿舎、圖書館其ノ他必要ナル附屬建物ノ敷地

二 運動場、實習用地其ノ他教授上必要ナル土地

第三條 府縣市町村其ノ他ノ公共團體ハ前條ノ土地ニ對シ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス

附則

本法ハ大正三年分地租ヨリ之ヲ適用ス

〔政府委員菅原通敬君演壇ニ登ル〕

〔男爵久保田讓君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公爵徳川家達君) 政府委員ニ發言ヲ許シマシタ

○政府委員(菅原通敬君) 本案ニ對シマシテ政府ハ同意ヲ致シテ居リマセヌノデ、其理由ヲ御參考ノ爲ニ簡單ニ申上ゲテ置キタイト思ヒマス、本案ハ官公立學校トノ權衡上カラシテ私立學校ノ用地ニ對シマシテ地租ヲ免ゼムトスルノニ在ルノデアリマス、元來官公立學校ニ對シマシテ地租ヲ課シテ居リマセヌノハ學校ノ用地ナルガ故デハナイノデアリマス、課稅權ノ主體デアリマス國家又ハ公共團體ハ自ラニ對シマシテ課稅ヲ致サヌト云フ理由ヨリ致シマシテ此官公立學校ノ用地ニ對シテモ課稅ヲ致シテ居ラヌト云フノデアリマス、

學校ノ用地デアアルガ爲ニ課稅ヲ致シテ居ラヌト云フノデアリマス、即チ學校ニ對スル特典トシテ課稅ヲ免ジテ居ルト云フ趣旨デハナイノデアリマス、然ルニ本案ハ學校ノ用地ニ對シテ課稅ヲ免ゼムト致スノデアリマス、即チ公益ヲ目的トスルモノナルガ故ニ其課稅ヲ免ゼムトスルニ在ルヤウデアアルノデアリマス、若シサウ云フ主義デアリマスルト致シマスルト云フト、單ニ教育ニ關スルモノバカリデナシニ、或ハ祭祀、宗教、慈善、其他公益ヲ目的トスルモノニ對シマシテモ課稅ヲ免ズルト云フトニナリマセヌト云フト、其間ノ鈞合ガ如何デアアルカト云フコトヲ考ヘナケレバナラヌノデアリマス、學校ノミニ對シテ免租ヲ致シマシテ、或ハ教會ナリ、或ハ孤兒院ナリ、或ハ慈善ノ病院ナリニ對シマシテ課稅ヲ致シマスルト云フトハ其間ノ權衡ハドンナモノアリマセウカ、其點ニ付イテモ大ニ考慮ヲ致サナケレバナラヌコト、考ヘマシタノデアリマス、斯ノ如クナリマススト云フト其免租ノ範圍ト云フモノモ追々廣クナリマシテ、遂ニ國庫ノ收入ニモ影響スルコトニナルデアラウト云フ所ノ理由ヨリ致シマシテ、本案ニハ反對ヲ致シテ居ルノデゴザイマス

○男爵久保田讓君 私ハ本案ニ付イテ文部大臣ニ伺ヒタイノデアリマスガ、今日ハ御出席ガアリマセヌカラ、ドナタデモ政府委員カラ私ノ述べルコトヲ御傳ヘニナリ、本案ノ決スル前ニ文部大臣カラノ御答ヲ承レバ、ソレデ宜シイノデアリマス、本案ノ可否ヲ決スルニ先ダッテ承リタイノハ私立學校ト云フモノハ學制上ニ於テ如何ナル位置ニ在ルカト云フト承リタイノデアリマス、私立學校ハ國家教育上必要ノ機關トシテアルノデアリマスルカ、又ハ國家教育ハ總テ官公立學校ヲ以テ施設ヲ致シ其足ラザル所ヲ補フ所ノ補足ノ機關トシテアルノデアリマス、又ハ私立學校ハ全然任意ノ施設ニ任ジテアルノデアリマス、此兩義ヲ承リマシテ可否ヲ決シタイノデアリマス、其議ガ決マラナケレバ本案ノ可否ヲ決スル所ノ意思ヲ定ムルコトガ餘ホド困難デアラウト思ヒマス、唯今大藏省ノ政府委員ハ課稅ノ理窟カラ色々御申述ベニナリマシタ、是ハ此案ノ可否ヲ決スル一ノ參考トナルガ根本ノ問題デハナイト考ヘマス、元來私立學校ハ全國ニ多數アリマスルガ、最モ東京府下ニ多クアリマス、如何ナル現在ノ有様デアアルカト申シマスルト、總テ政府ノ施設ヲ致ス所ノ官立學校ハ甚ダ數ガ少イノデアリマス、隨ッテ入學ノ生徒ハ常ニ門外ニ拒絕ヲ致サレテ居ル有様デアアル、公立學校亦然リ、東京府ノ中學校ガ東京府管内ノ中學ノ生徒ヲ容レルコトハ出來ナイノデアリマス、小學校ハ如何デア

ルカ、國民教育ヲ致ス所デア、法令ニ於テ強迫ヲ致シテアル所ノ教育デア
ル、是スラ東京府ノ小學校ハ學齡兒童ヲ容レルニ足ラヌデアリマス、ソレ
故ニ小學ノ教育ニ於テモ中學ノ教育ニ於テモ高等ノ教育ニ於テモ東京府下ニ
私立學校ガ無カタナラバ東京府下ノ市民ハ完全ナル教育ヲ受ケル途ガナイ
ト云フコトノ有様デア、而シテ之ヲ政府ガ監督スル上ニ於テハ相當ニ嚴重
ノ監督規程ガ設ケテアリマス、之ヲ保護スルコトハ如何デア、是等ハ何等保
護ヲ受ケタコトハ無イデアリマス、東京市ヨリシテ……府市ヨリシテ小學
校其他ノ學校ニ於テ多少補助ガアルヤウデアリマス、國トシテ何等補助
モ保護モ無イデアリマス、若シ此教育……國家教育ガ政府ノ施設ト府市ノ
力ニ於テ完全ニ教育ガ出來得ルナラバ私立學校ハ有テモ無クテモ差支ナイ
コト、信ズルガ、今日ノ現狀ニ於テハ左様ナ譯ニ參ッテ居リマセヌ、大部分私
立學校ノ力ニ依ッテ國家教育ノ補足ヲ致サレテ居ルデアリマス、高等教育ナ
ドニ至リマシテハ官立ノ大學ニ數倍ノ生徒ヲ收容シテ居ルト云フ有様デアリ
マス、斯ウ云フ方カラ考ヘマシタナラバ、政府ハ相當ノ補助金ヲ交付シテ、サ
ウシテ此私立學校ヲ完全ノ施設ニ進メテ行クト云フコトガ當然デアラウカト
本員ハ考ヘテ居リマス、ソレデ本案ノ課稅ヲ免除スルト云フコトノ如キハ出
來得ルコトナラバ政府ハ此法律ニ同意ヲセラレテ、サウシテ免稅ヲセラレタ
ラ宜カラウト思フデアリマス、唯今イロ／＼課稅上ノ理窟ナドヲ申サレマ
シタケレドモ、政府ハ私立ノ事業ヲ補助スル上ニ於テ唯今申述べラレタ課稅
法ノ理窟ナドニ拘泥スル必要ハ私ハ無イト考ヘマス、餘所ノ國デ申シマスレ
バ、亞米利加ノ如キ其他ノ如キニ於テハ學校ヲ施設スルニ付イテハ、政府ハ學
校ニ地面ヲタダ……無代價デ學校ニ交付シテ、サウシテ學校ヲ建設サセルト
云フ位ノコトデアリマス、ソレデ我が帝國ニ於キマシテモ私立學校ト云フモ
ノハ全然任意ノ施設ニ委カシテ置イテ何等差支ナイト云フコトナラバ少シモ
補助スル必要ハ無イト思ヒマス、併シ今日ノ現狀ノ如ク或ル地方ニ於テハ大
部分私立學校ノ施設ニ俟タナケレバナラスト云フ現狀デアッタナラバ、出來得
ルダケ相當ナル補助ヲシ保護ヲシテ、サウシテ一方ニハ十分ナル監督ヲ致シ
テ此教育ヲ完全ナル域ニ進メテ行カナケレバナラスト考ヘマス、ソレ故ニ文
部大臣ハ此私立學校ノ學制上ノ位地ヲ如何ニ見テ居ラレカト云フ根本ノ意
見ヲ承ッテ、サウシテ可否ヲ決シタイト思ヒマス、ドナタカラデモ文部大臣ニ
此意ヲ御傳ヘニナリマシテ、本案ノ本議ニ上ル前ニ文部大臣ヨリ其事ノ御説

明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○議長(公爵德川家達君) 久保田男爵ニ伺ヒマスガ、唯今ノ御質問ハ文部大
臣ニ答辯ヲ請ヒタイト云フ御趣意デアリマスカ

○男爵久保田讓君 左様デゴザイマス、……今日ニハ限リマセヌ

○議長(公爵德川家達君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

〔東久世書記官朗讀〕

私立學校用地免租ニ關スル法律案特別委員

伯爵奧平 昌恭君 子爵藤谷 爲寬君 子爵前田 利定君

江木 千之君 男爵神田 乃武君 古賀 廉造君

伊澤 修二君 木村 誓太郎君 武石 橋次君

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第七、島根縣知井宮村ニ郵便局設置ノ請
願、會議

〔左ノ意見書案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣
フ〕

意見書案

島根縣知井宮村ニ郵便局設置ノ件

島根縣簸川郡知井宮村平民農山本厚太郎外十二名呈出

右ノ請願ハ島根縣簸川郡知井宮村ハ今市小田兩地ノ間ニ在リ四通八達ノ要
地ニシテ近ク停車場ヲ設置セラレムトス然ルニ同村ノ通信事務ハ遠隔ナル
神西郵便局ノ管轄ニ屬シ不便甚シキノミナラス將來鐵道トノ連絡ヲ完カラ
シムルノ必要アルカ故ニ神西郵便局ヲ廢シテ電信電話ヲ取扱フ有集配郵便
局ヲ同村ニ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘ
キモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

大正二年 月 日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛殿

○議長(公爵德川家達君) 請願委員長ノ報告通リデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第八、宍道、木次大東間輕便鐵道速成ノ請願、會議

意見書案

宍道、木次大東間輕便鐵道速成ノ件

島根國八束郡宍道村長持田虎太郎外百二十九名呈出(四通)

右ノ請願ハ山陰本線宍道驛ヨリ分岐シテ島根縣大原郡木次町大東町ニ至ル輕便鐵道ハ該地方ニ於ケル交通ノ利便ヲ開發シ産業並文化ノ進捗上必要ナルノミナラス又既成線ノ營養上至大ノ効果アルヲ以テ速ニ之カ敷設ニ著手セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

大正二年 月 日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛殿

○議長(公爵德川家達君) 是亦請願委員長ノ報告通り御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第九、營業稅法中改正ノ請願、會議

意見書案

營業稅法中改正ノ件

福岡地方白米同業組合組長吉田繁次郎外八名呈出

右ノ請願ハ現行ノ營業稅法ハ賣上高ヲ以テ課稅ノ標準ト爲シ收益ノ多寡ヲ顧ミサルカ故ニ利益ノ最薄キ穀物營業者ハ大ニ苦痛ヲ感スルノミナラス負擔ノ衡平ヲ失スルコト甚シキヲ以テ穀物營業稅ヲ卸賣萬分ノ八、小賣萬分ノ二十四ニ輕減セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

大正二年 月 日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛殿

○議長(公爵德川家達君) 請願委員長報告通り御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 明後十七日ノ議事日程ハ決定次第、本院彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是デ散會ヲ致シマス

午前十時三十九分散會